

環 境 ク リ ー ン セ ン タ ー
ご み 計 量 機 保 守 点 検 業 務
仕 様 書

平 成 2 7 年 度

第一章 一般仕様

[1] 業務概要

本業務は箕面市環境クリーンセンター内に設置されたごみ計量機について、総合的な保守点検整備を実施することにより、耐用年数の伸長をはかり、併せて法令に定められている検査を行うものである。

[2] 一般事項

1. 本業務は法令、仕様書、取扱説明書並びに関係諸官庁の規則に準拠し、本市担当職員の指示に従い完全に施工する。また、取扱説明書にメーカー点検を指示されたものにあつては、メーカー点検を行うこと。
2. 本仕様書は本業務の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、当然必要と思われるものについては受託者の責任において、施工しなければならない。
3. 本仕様書において疑義が生じた場合は、その都度本市担当職員と協議し、その指示に従うものとする。
4. 本業務にかかる機器の法令検査の内、関係諸官公庁への申請を必要とする場合は、申請手数料については、受託者負担とし、その手続きは本市担当職員と協議の上、受託者が行うものとする。
5. 施工写真
施工状況が詳しくわかる写真を提出するものとする。（例：分解前、分解中、分解後、組立中、組立後、取付部品、取外部品）
なお、本市担当職員が、不要としたものについては、これを免除する。
6. 提出図書（原則としてA4判とする）
 - 1) 点検報告書等成果資料
 - 2) 施工写真綴
 - 3) 他必要書類

7. その他

1) 関係法令の遵守

本業務の施工にあたっては関係法令等を遵守しなければならない。

2) 労務災害の防止

施工中の危険防止対策を充分に行い、また、労務災害の発生がないよう努めること。

3) 施工開始と復旧

施工当日においては、本市担当職員に、作業開始前に、当日の作業内容の説明並びに作業人員数の報告を行い、終了後に作業実績の報告を行うこと。

施工開始時には安全上必要なバルブの開閉及び電源の入切を行うとともに、事前に本市担当職員に連絡すること。また、復旧時においても、復旧後、速やかに本市担当職員に連絡すること。

[3] 施工日時

機器の保守点検日については、本市担当職員と協議の上、決定のこと。

[4] 業務内容

業務の内容は、第2章に定める保守点検仕様及び点検書の通りとする。

第2章 保守点検仕様

本仕様は、定期保守点検整備業務等に関する実施事項について定めるものである。

[1] ごみ焼却処理施設

1. 受入設備

1) ごみ計量機

1基

イ. トラックスケール (SC-4LA-30 秤量30t/10kg)

ロ. データ処理装置

・各部清掃点検

パソコン2台、帳票プリンタ1台、伝票プリンタ3台、
釣銭機(紙幣、硬貨)1台、バーコード(領収書)プリンタ3台、
カードリーダー3台、信号機
車両検知センサ1台

・消耗部品交換 (年2回、8月初旬及び12月中旬)

バーコード(領収書)プリンタ モーター用ベルト1本、搬送用ベルト2本交換

・ソフト変更

必要に応じ、帳票変更等軽微な変更で、本市担当職員の指示する内容。

・メーカー保守契約

釣銭機(紙幣、硬貨)1台